

私にはキメる日がある。

世の中に不平不満はたくさんあるのに、選挙には関心がないなんておかしい。投票は私たちを表現する私たちのイベント。こればかりは他人まかせじゃマズイと思う。

キメる日はキメなきゃね。



**7月26日(日)は、
参議院議員通常選挙の
投票日です。**

- ◎ 福岡県選挙管理委員会
- ◎ 福岡県明るい選挙推進協議会

「シティ情報ふくおか」の広告による啓発
〔参議院通常選挙〕



参議院議員 通常選挙

7月26日

- ▶ 選挙区の投票用紙には候補者名を
- ▶ 比例代表の投票用紙には政党等の名称を

生活と政治を

つなぐこの一票

投票所入場券は

これだけでなく投票はできます。入場券がないときは、最寄りの選挙管理委員会にお問い合わせの上、身分を証明するもの（運転免許証・保険証等）を持ってお出かけください。

不在者投票は

投票当日、正当な事由によって投票所へ行って投票することができない選挙人のための制度です。

そのような方は、入場券又は身分を証明するものと印鑑を持って、最寄りの選挙管理委員会へお出かけください。

公示日から投票日の前日まで、毎日午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日も含む）できます。

投票上の注意

投票の順序は、

選挙区

比例代表の順です。

投票用紙の色は、

選挙区はうすい黄色

比例代表は白 色 です。

投票用紙には、

選挙区は候補者名を

比例代表は政党名を

書いてください。

間違えないように



第16回参議院議員通常選挙

7月26日

午前7時～午後6時

一部地域は除きます。

生活と
政治をつなぐ
この一票

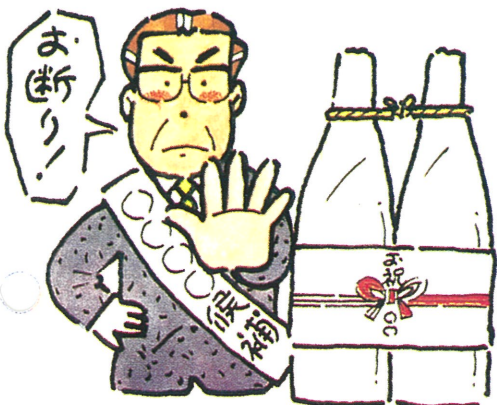
飲食物の提供の禁止

選挙運動に関して飲食物を提供することは原則としてできません。

・選挙の時に有権者が候補者に陣中見舞としてお酒を持っていくことも禁止されています。

・選挙事務所に激励に来た人に対してお弁当など飲食物を出すことも禁止されています。

・運動員・労務者にはお弁当を出せますが、数量と金額に制限があります。



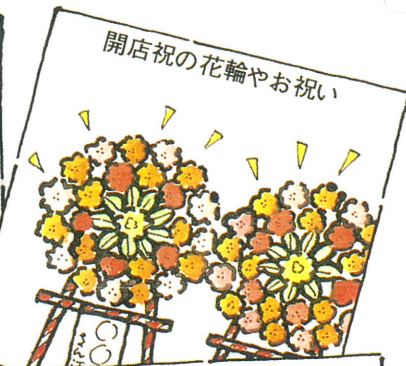
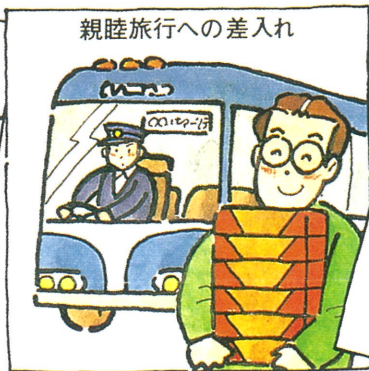
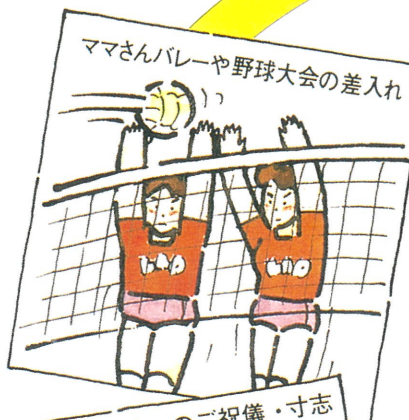
皆さん

ご存じですか

政治家(国会議員、県議会議員、市町村議会議員、知事、市町村長、など)の
寄附は禁止されています。

- 1、政治家(候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者)が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、原則としてすべて罰則の対象となります。
- 2、政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状を出すことは禁止されています。
- 3、政治家や後援会が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌などにより、有料の広告(いわゆる名刺広告など)を出すとは罰せられます。
- 4、後援会が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出すとは罰せられません。
- 5、有権者が威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると罰せられます。

このようなことは禁止されています。



金のかからない
政治・選挙のために
寄附禁止のルールを
守りましょう。

